

徳島県企業管理規程第六号

川口ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月二十一日

徳島県企業局長 市 原 俊 明

川口ダム操作規程の一部を改正する規程

川口ダム操作規程（昭和四十五年徳島県企業管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第二十条第二号及び」を「第十九条第二項、第二十条第一項第二号及び第二項並びに」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

2 予備警戒時において、ダム下流河川にて氾濫等の洪水被害の発生（以下「水害」という。）が予想されるときは、前項の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

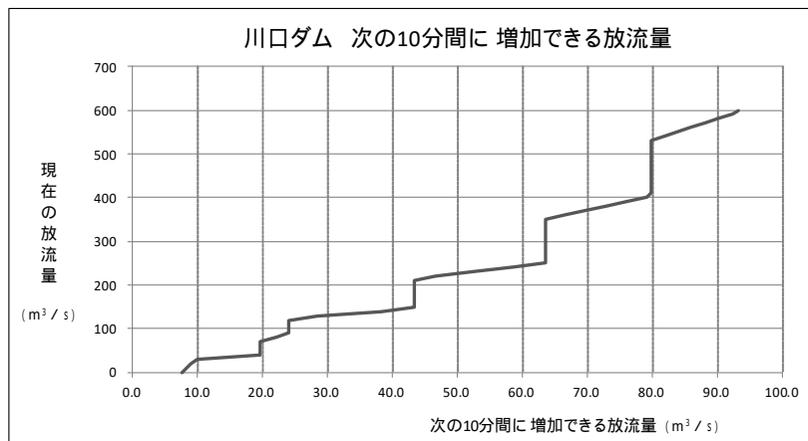
第二十条に次の二項を加える。

2 洪水警戒時において、水害が予想されるときは、前項の措置のほか、別に定める川口ダム事前放流実施要領により事前放流を行い、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めるものとする。

3 第一項第二号の規定は、前項の事前放流について準用する。この場合において、同号中「予備放流水位」とあるのは、「川口ダム事前放流実施要領で定める目標水位」と読み替えるものとする。

別図第二を次のように改める。

別図第二



川口ダム 次の10分間に増加できる放流量

(単位 m³/s)

現在の放流量	次の10分間に増加できる量	現在の放流量	次の10分間に増加できる量
0.0	7.6	310.0	63.6
10.0	8.2	320.0	63.6
20.0	9.0	330.0	63.6
30.0	9.9	340.0	63.6
40.0	19.6	350.0	63.6
50.0	19.6	360.0	66.5
60.0	19.6	370.0	69.6
70.0	19.6	380.0	72.8
80.0	22.1	390.0	75.9
90.0	24.1	400.0	79.2
100.0	24.1	410.0	79.8
110.0	24.1	420.0	79.8
120.0	24.1	430.0	79.8
130.0	28.4	440.0	79.8
140.0	38.3	450.0	79.8
150.0	43.3	460.0	79.8
160.0	43.3	470.0	79.8
170.0	43.3	480.0	79.8
180.0	43.3	490.0	79.8
190.0	43.3	500.0	79.8
200.0	43.3	510.0	79.8
210.0	43.3	520.0	79.8
220.0	46.5	530.0	79.8
230.0	52.4	540.0	81.9
240.0	58.4	550.0	83.9
250.0	63.6	560.0	86.0
260.0	63.6	570.0	88.2
270.0	63.6	580.0	90.2
280.0	63.6	590.0	92.3
290.0	63.6	600.0	93.2
300.0	63.6		

別表第二〇川口ダムの項の項名を「〇川口」と改め、同表〇田野の項中「那賀郡那賀町和食郷字田野22-2」を「那賀郡那賀町大字和食郷字田野263-1」と、「100」を「-」と改め、同表大田井の項中「阿南市大井町松ノ岡40-2」を「阿南市大田井町松ノ岡40-2」と改め、同表加茂谷兼一の項中「阿南市加茂町南不ケ35-1」を「阿南市加茂町不ケ35-1」と改め、同表熊谷の項の項名を「吉井」と改め、同項中「阿南市榎根町津越地先」を「阿南市上大野町尻谷地先」と改め、同表桶田の項及び南島の項中「37」を「55」と改め、同表大京原の項中「阿南市那賀川町大京原287-1地先」を「阿南市那賀川町大字大京原字中屋287-1地先」と改め、同表中島の項中「阿南市那賀川町赤池堤下405」を「阿南市那賀川町赤池字堤下405」と改め、同表大野の項中「阿南市那賀川町中島字汐口1278-1」を「阿南市辰巳町地先」と改める。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の川口ダム操作規程の規定は、令和二年七月十五日から適用する。